

**特定非営利活動法人 日本翻訳者協会 総会議事録**

- 1 日 時 平成 27 (2015) 年 6 月 20 日 (土) 16 : 30 ~ 17 : 15
- 2 場 所 英国ヨーク市ロードメイヤース・ウオーク  
ヨーク・セントジョン大学デ・グレイ・コート DG017 号室
- 3 正会員総数 808 名 (6 月 20 日現在)
- 4 出席者数 会場出席者 39 名、書面表決者 11 名、委任状提出者 758 名

5 審議事項

- (1) 議長の選出、議事録署名人の選出、書記の任命
- (2) 第 1 号議案 平成 26 年度 事業報告について
- (3) 第 2 号議案 平成 26 年度 決算について
- (4) 第 3 号議案 平成 27 年度 役員の選任について
- (5) 第 4 号議案 平成 27 年度 事業計画について
- (6) 第 5 号議案 平成 27 年度予算について
- (7) 第 6 号議案 定款改訂
- (8) その他: 分科会活動報告及び提案

(1) 議長の選出、議事録署名人の選出、および書記の任命

長谷見瑞菜子監事より、会員総数の 5 分の 1 を定足数と定めた定款第 2 7 条の規定を満たしているため本総会は有効に成立した旨の説明があり、ステーション・ジェリック理事を議長に選出する提案があり、出席者全員の賛同により、ステーション・ジェリック理事が議長に就任した。続いて書記として遠藤安岐子理事を任命し、議事録署名人に、ベンジャミン・トンプキンス、遠藤安岐子を任命し、出席者全員の賛同を受けた。

議案の審議、採決を行う前に、長谷見監事がノラ・ステューブンス・ヒース監事と共に、平成 26 年度の事業報告、帳票を含む会計書類、決算報告書について監査を行い、日本翻訳者協会の運営、経済状態を適正に表しているものと認めること、ならびに理事の業務執行について監査の結果、適正にして相違ないと認める旨を報告した。

(2) 第 1 号議案 平成 26 年度事業報告についての審議

以下の書類に基づき、木下理事長が平成 26 年度の事業について報告した。

・平成26年度 事業報告書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(3) 第2号議案 平成26年度決算についての審議

以下の書類に基づき、木本理事（会計担当）が平成26年度の収支について報告した。

- 平成26年度 特定非営利活動に係わる活動計算書  
(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)
- 平成26年度 特定非営利活動に係わる事業会計貸借対照表  
(平成27年3月31日現在)
- 平成26年度 特定非営利活動に係わる事業会計財産目録  
(平成27年3月31日現在)

続いて第1号議案および第2号議案の採決を行い、満場一致をもって承認可決された。

(4) 第3号議案 平成27年度役員を選任についての審議

選挙委員会のアンドリュー・ウェルフォード委員長より、平成26年度役員のうち下記1名の退任が報告された。

役職	氏名
理事	立花 陽一郎

また、以下の理事が立候補し、再選されたことが報告された。

役職	氏名
理事	ベンジャミン・トンプキンス
理事	フィル・ロバートソン
理事	遠藤安岐子

木下理事長から、立候補者6人を募ったが、立候補者に3人の欠員があり、理事会で以下の二人を推薦し、総会で承認を受けることになった旨が報告された。

役職	氏名
理事	藤原康史
理事	サイラ・森井

よって、次の11名の理事および監事を選任することが提案された。

役職	氏名
理事(再任)	木下マリアン
理事(再選)	ベンジャミン・トンプキンス
理事(再任)	木本 恵
理事(再任)	丸岡英明
理事(再選)	遠藤安岐子
理事(再選)	フィル・ロバートソン
理事(再任)	ステーシー・ジェリック
理事(新任)	藤原康史
理事(新任)	サイラ・森井
監事(再任)	ノラ・スティーブンス・ヒース
監事(再任)	長谷見 瑞菜子

続いて採決を行い、満場一致により、承認可決された。

理事の承認があった直後に木下マリアンが理事長を引き続き勤めることになったことが総会出席者に報告された。

(5) 第4号議案 平成27年度事業計画についての審議

以下の書類に基づき、平成27年度の事業計画について木下理事から、および特定非営利活動に係わる事業計画について説明があった。

(6) 第5号議案 平成27年度予算について

以下の書類に基づき、平成27年度の予算について、木本理事から説明があった。各分科会では、収入を少なく見積もり、経費を多く見積もるという予算の立て方を行っているが、今後は予算の立て方を改善し、より現実的な予算の立て方をする必要があると報告された。

- 平成27年度 特定非営利活動に係わる予算書  
(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

続いて第4号議案と第5号議案の採決を行い、賛成多数(反対2票)で承認可決された。

(7) 第6号議案 定款改訂について

遠藤理事から今回の定款改訂事項は2012年のNPO法の改正に基づき、現NPO法に準拠するための改訂であると説明があり、以下が改訂案として審議された。

定款改訂案

旧	新
(抛出金品の不返還) 第12条 既に納入された入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。	削除
第4章 会議 (総会の表決権等) 第29条 各会員の表決権は、平等なものとする。 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。	2. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決、または代理人によって表決することができる。

<p style="text-align: center;">第 5 章 資産及び会計</p> <p>(資産の構成)</p> <p>第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された資産</p> <p>(2) 会費</p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 資産から生ずる収入</p> <p>(5) 事業に伴う収入</p> <p>(6) その他の収入</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 46 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第 47 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出費用を講じることができる。</p> <p>2 前項の収入支出費用は、新たに成立した予算の収入支出費用とみなす。</p>	<p>(4) 資産から生ずる収益</p> <p>(5) 事業に伴う収益</p> <p>(6) その他の収益</p> <p>(事業計画及び予算)</p> <p>第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。</p> <p>(暫定予算)</p> <p>第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。</p> <p>2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。</p>
<p>(予備費の設定及び使用)</p> <p>第 48 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算の中に予備費を設けることができる。</p> <p>2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(事業報告及び決算)</p> <p>第 50 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p>	<p>第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事会が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。</p>
<p style="text-align: center;">第 6 章 定款の変更、解散及び合併</p> <p>(定款の変更)</p> <p>第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会出席者の過半数による議決を経、かつ、法</p>	<p>第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会出席者の過半数による議決を経、法第 25 条第 3 項に規定する事項について</p>

<p>第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>ては、所轄庁の認証を得なければならない。 2. この法人の定款を変更（前項の規程により所轄庁の認証をえなければならない事項を除く。）したときは所轄庁に届け出なければならない。</p>
<p>（残余財産の帰属） 第 54 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、本会と類似の目的をもつ NPO 団体に譲渡するものとする。</p>	<p>第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げるもののうち、理事会が議決したものに譲渡する。</p>

続いて採決を行い、満場一致で承認可決された。

(8) その他: 分科会活動報告及び提案

トンプキンス理事から、各分野別の委員長及び地域活動分科会の委員長の紹介があり、各委員会の現状が簡略に説明された。JATENT は現在委員長、委員会の不在により、活動を休止していること、JATTOOLS も委員長を募っている旨が報告され、総会出席者のポール・ケラーが、JATTOOLS の委員長となっても良いと申し出た。

以上により全ての議案について審議が終わったので、議長が 17 時 15 分に閉会を宣言した。

以上、この議事録が正確であることを証します。

平成 27 年 6 月 22 日

議長 木下マリアン  
(署名または押印)

議事録署名人 ベンジャミン・トンプキンス  
(署名または押印)

議事録署名人 遠藤安岐子  
(署名または押印)

(注) 木下マリアン (理事長) は、法務局に代表者印を届け出た代表者として、当協会の代表者印をここに押印する。